

地域医療構想調整会議について

地域医療構想調整会議について

国検討会資料より作成(第11回
地域医療構想に関するWG)

医療法の規定

第30条の14 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

地域医療構想調整会議の協議事項

「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け医政地発0207第1号
厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)より

【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

○ 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。

具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分は具体的対応方針の取りまとめの進捗状況を考慮する。

○ 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。

○ その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。

○ 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

【その他】

○ 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。

- ・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関
- ・新たな病床を整備する予定の医療機関
- ・開設者を変更する医療機関
- ・過剰な病床機能への転換予定
- ・高度急性期・急性期の報告内容に疑義あるとき等

平成30年度の対応について(1)①

【国通知「地域医療構想の進め方について（平成30年2月7日付け）」では】

1 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応

地域医療構想調整会議において、平成37（2025）年における役割・医療機能ごとの病床数について合意を得た全ての医療機関の

① 平成37（2025）年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割

② 平成37（2025）年に持つべき医療機能ごとの病床数を含むものとすること。

(1) 公立病院に関すること

公立病院について、病院ごとに「新公立病院改革プラン」を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえ、平成29年度中に、平成37（2025）年に向けた具体的対応方針を協議すること。

構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえてもなお過疎地の医療、不採算・特殊部門に関わる医療、高度・先進医療等を公立病院において提供することが必要であるか、民間医療機関との役割分担を踏まえ公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているかなど確認すること。

平成30年度の対応について(1)②

(2) 公的医療機関等2025プラン対象医療機関に関すること

公的医療機関等2025プラン対象医療機関は、公的医療機関等2025プランを策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成29年度中に、平成37（2025）年に向けた具体的対応方針を協議すること。

この際、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえ公的医療機関等2025プラン対象医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうか確認すること。

【対応】



- 公立病院については、平成29年度中に全ての対象病院（13病院）でプランを作成し、調整会議で協議を開始。
- 公的医療機関についてもH29年度中に全ての対象病院（11病院）でプランを作成し、協議を開始。
- 対象病院にプラン変更の有無などを確認。
- 変更がある病院については、再度、今後の調整会議で説明。
- なお、各病院のプラン（本文）、2025年の機能別の病床数や役割（補足資料）は、県ホームページに掲載。⇒資料2-2

平成30年度の対応について(2)

【国通知】では

(3) その他の医療機関に関すること

その他の医療機関のうち、開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、速やかに平成37（2025）年に向けた対応方針を協議すること。

それ以外の全ての医療機関については、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、遅くとも平成30年度末までに平成37（2025）年に向けた対応方針を協議すること。

【対応】



- 公立病院・公的医療機関等2025プラン対象医療機関以外の、全ての医療機関（民間病院や有床診療所など）に、今後「2025年への対応方針」の作成を依頼する。
- 提出された「対応方針」については、第2回の調整会議で共有するとともに、県ホームページにも掲載予定。 ⇒資料2-3

平成30年度の対応について(3)

【国通知】では

(4) 過剰な病床機能へ転換予定の医療機関に関すること

新公立病院改革プランや公的医療機関等2025プラン、病床機能報告の結果等から、過剰な病床機能に転換しようとする医療機関の計画を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議への出席と、病床機能を転換する理由についての説明を求めること。

【対応】



- 平成29年度病床機能報告において、過剰な病床機能に転換予定の旨の報告があった医療機関は1病院あり。
(H29：慢性期45床 ⇒ 6年後：急性期45床)
- 内容を確認したところ、地域包括ケア病棟への移行であった。
(今後は回復期で報告したいとのこと)
- 今後もまずは医務課で状況を聞き取った上で、地域医療構想調整会議での説明の必要性を確認するなどの対応をしたい。
(現時点では該当医療機関の情報なし)

平成30年度の対応について(4)

【国通知】では

(5) 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関に関すること

都道府県は、病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、

①病棟を稼働していない理由

②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画

について説明するよう求めること。ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的な対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。

【対応】



- 平成29年度病床機能報告において非稼働病棟等の報告があった医療機関27施設（8病院、19診療所）に対し、「非稼働病棟（病床）等の状況調査」を実施済み。
- 調査結果については今後開催の調整会議で共有したい。
なお、各施設には必要な情報提供などの対応を行った。
⇒資料2-4

平成30年度の対応について(5)

【国通知】では

(6) 高度急性期又は急性期と報告した病棟のうち、急性期医療を提供していない病棟の確認に関すること

高度急性期機能又は急性期機能と報告した病棟のうち、例えば急性期医療を全く提供していない病棟が含まれていることから、明らかな疑義のある報告については、地域医療構想調整会議において、その妥当性を確認すること。

【対応】



- 平成29年度病床機能報告より、急性期医療を全く提供していない病棟について、高度急性期・急性期と報告している医療機関を把握。
 - ※ 21施設（7病院、14診療所）
- 今後の調整会議において、個別に妥当性について確認していきたい。
 - ※ 調整会議の委員以外の医療機関の場合には事務局において確認し、調整会議で報告するなど柔軟に対応。

⇒資料2 - 5

その他、調整会議の運営について

- 引き続き県内10圏域ごとの「地域保健医療対策協議会」を「地域医療構想調整会議」に位置付けて、協議を進める。
- 今年度は個別の医療機関ごとに、平成37年（2025年）を見据えた具体的対応方針の検討や協議が中心。
- 各医療機関の自主的な取組が進むよう、丁寧に進めていく。
- 地域医療介護総合確保基金の配分に影響が生じないよう具体的対応方針の取りまとめについて進捗を図る。

○地域ごとの運営方法

- **県内10圏域ごとに、圏域内の病院数など地域の実情に合わせ柔軟に運営**
 - （1）地域医療構想調整会議（地域医対協）で議論
前橋、渋川、藤岡、吾妻
 - （2）調整会議（地域医対協）の下に部会を設置（既設の活用を含む）
伊勢崎、高崎・安中、富岡、沼田、桐生、太田・館林
- **その他の主な方針**
 - 会議の回数：地域の判断で会議を開催（年2～4回）
 - 会議資料等：今年度から調整会議の議事概要も県ホームページに掲載予定

※ 調整会議のほかにも、必要に応じ、説明会の開催や資料提供などを行うことで、各医療機関の自主的な取組が進むよう努める。